

東南アジア主要国における知財争訟の現状について： 東南アジア知財エンフォースメントセミナー報告

早稲田大学大学院博士後期課程・
日本学術振興会特別研究員（DC1）
特許庁審査第一部主任上席審査官

末宗 達行
大熊 靖夫

要 約

本稿は、2017年2月25日、早稲田大学において開催された東南アジア知財エンフォースメントセミナーにおける、主要な内容を報告するものである。その内容は、東南アジア主要国における知財制度の整備状況や、フィリピン、インドネシアにおける知財訴訟の長期化や判決執行の困難性、ベトナムにおける商標権登録や技術移転契約に関する訴訟の顛末、タイにおける刑事事件の多さやその抑止効果などを報告、紹介するものである。本邦においては未だ情報が不足している東南アジア諸国における知財争訟の実情について、その一端を明らかにする試みである。

目次

- はじめに
- セミナー概要
 - イントロダクション（高林龍）
 - 東南アジア主要国における知財制度の整備状況（大熊靖夫）
 - フィリピンにおける知財争訟について（リサ・ヨン）
 - インドネシアにおける知財争訟について（リサ・ヨン）
 - ベトナムにおける知財争訟について（ヌエン・トラン・チュエン）
 - タイにおける知財争訟について（ファブリス・マッティ）
 - パネルディスカッション（パネリスト：全講演者，モデレーター：高林龍）
- 考察

ヌエン・トラン・チュエン（Nguyen Tran TUYEN）
Elite 法律事務所所長，ベトナム弁護士・弁理士
ファブリス・マッティ（Fabrice MATTEI） Rouse
法律事務所タイ及びミャンマー担当マネージャー，フ
ランス弁護士

本セミナーでは、フィリピン、インドネシア、ベトナム、及びタイの各国における模倣品問題や商標権登録などを巡る訴訟のほか、各国の司法制度が抱える実務上の課題の紹介、議論が行われた。各国における知財争訟の実情を適切に把握するため、外国登壇者の方々からは、必ずしも満足な結果が得られなかった訴訟の顛末や、現地における実務上の問題点や懸念なども、具体的にご紹介いただいた。

次節では、本セミナーの内容を整理して報告する。なお、本稿は登壇者の協力を得ながら、報告者の末宗、大熊がとりまとめて作成したものであるが、あくまで本セミナーの主要な発言やその趣旨、議論を紹介するものであって、個々の発言を網羅的に記録したものではない。特に、外国登壇者の発言は、英語でなされたものを、報告者が翻訳、意識したものである。さらに、寄稿に当たって、発言中の固有名称や事件番号を一部匿名化し、機微なトピックや発言を除外したほか、講演資料の内容も一部変更するなどしている。そのため、本稿はセミナーの内容を全て報告するものではなく、また、各講演者の発言内容を直接的に記載したも

1. はじめに

2017年2月25日、早稲田大学知的財産法制研究所は、早稲田大学小野記念講堂において、東南アジア知財エンフォースメントセミナーを開催した。登壇者は以下のとおり。

【登壇者】（登壇順，以下敬称略）

高林龍 早稲田大学法学大学院教授（司会）

大熊靖夫 特許庁審査第一部主任上席審査官（前JETROバンコク事務所知的財産権部長）

リサ・ヨン（Lisa YONG） Rouse 法律事務所インドネシア及びフィリピン担当マネージャー，シンガポール弁護士

のではない点にご留意いただきたい。

に多いが、この頃に米星 FTA が締結されている。

2. セミナー概要

(1) イントロダクション (高林龍)

日本の企業の進出先として、東南アジア諸国は大変大きな比重を占めている。そして、それら企業による同諸国への事業展開に当たって、現地の知的財産制度は重要な関心事項である。各国の知財法令は TRIPS 協定などを通じて共通化されているが、法律に基づきつつ、どのような手順で判決に至るのか、また判決に至った後、その内容を実現する手段には未だ不明な点が多く、大きな関心事となっている。そこで、本日はこのような実情を明らかにすべく、東南アジア諸国から専門家をお招きし、特にインドネシアやフィリピン、ベトナム、タイにおける、知的財産の争訟をテーマとした。

(2) 東南アジア主要国における知財制度の整備状況 (大熊靖夫)

全体像の把握のため、東南アジア主要 6 カ国の知財制度を簡単に紹介する。

シンガポール知財制度の整備状況

(1) 法制度の特徴													
- コモンロー (英連邦。英国の強い影響)。二審制 (1994年: 英枢密院への上訴制度廃止)													
- 裁判審級 (例): 下級裁 (地区裁等) → 高裁 (知財裁) → 控訴裁 私人訴追可													
(2) 主な知財権法の経緯等													
- 特許権 1994年特許法: 以前は英特許再登録。刑事罰無。'12年改正: 自律的実体審査													
- 意匠権 2000年意匠法: 以前は英意匠法保護。保護期間: 15年。無審査。刑事罰無													
- 商標権 1938年商標令 → '99年商標法: TRIPS対応。'04年改正: 保護強化 (米星 FTA)													
- 著作権 1987年著作権法: 以前は英国法の保護。登録制度無。'05年改正: 死後70年													
(3) 知財関係条約の加盟状況													
条約	WTO	パリ	WIPO	PCT	TRIPS	ハーグ	マドリッド	ニース	ベルヌ	ローマ	WCT	WPPT	UPOV
加盟年	1995	1995	1990	1995	1995	2005	2000	1999	1998	-	2005	2005	2004
(4) 主な知財関係当局													
登録: 知的財産庁 (法務省管轄)、執行: 警察 (知的財産部)、税関、検察													
(5) 出願件数 (2015年) 出典: WIPO Statistical Country Profiles													
特許: 1469 (内)、9345 (外) 意匠: 777 (内)、1571 (外) 商標: 5390 (内)、15972 (外)													
(6) 捜査件数 (2012年) 出典: JETRO/ASEANにおける模倣品及び海賊版の消費・流通実態調査 (2014)													
商標権侵害: 224件、著作権侵害: 30件、押収品総額: 202万米ドル													

一か国目はシンガポールである。かつてイギリスの植民地であり、英連邦に属しているため、判例法の影響を受けている。裁判審級は、イギリス枢密院 (Privy Council) への上訴制度が廃止されたことから、現在では控訴裁までの二審制である。知財法は、独立して間もない頃はイギリスで登録された権利が有効であったが、その後制度整備が進み、現在は独自の法令を有している。また、最近では、2012年、特許出願についての自律的な実体審査も始めた。加盟条約数も東南アジア諸国の中では最も多く、主要な条約にはほぼ参加している。なお、法改正や条約加盟が 2004年、2005年

マレーシア知財制度の整備状況

(1) 法制度の特徴													
- コモンロー (英連邦。英国の強い影響)。三審制。私人訴追可													
- 裁判審級 (例): 初級裁 (初等知財裁) → 高裁 (高等知財裁) → 控訴裁 → 連邦裁													
(2) 主な知財権法の経緯等													
- 特許権 1983年特許法 ('86年施行): 以前は州毎の英国特許再登録制度。刑事罰無													
- 意匠権 1996年意匠法 ('99年施行): 以前は英国法。'13年改正: 最長25年。無審査													
- 商標権 1976年商標法 ('83年施行): 以前は州毎の制度。'97年改正: サービスマーク導入													
- 著作権 1969年著作権法: 以前は州単位の法制度。'87年改正。死後50年。登録無													
(3) 知財関係条約の加盟状況													
条約	WTO	パリ	WIPO	PCT	TRIPS	ハーグ	マドリッド	ニース	ベルヌ	ローマ	WCT	WPPT	UPOV
加盟年	1995	1989	1989	2006	-	-	-	2007	1990	-	2012	2012	-
(4) 主な知財関係当局													
登録: 知的財産公社 (国内取引・協同組合・消費者省 (MDTCC) 管轄)													
執行: 警察、税関、MDTCC、内務省映画製作物検閲管理執行部													
(5) 出願件数 (2015年) 出典: WIPO Statistical Country Profiles													
特許: 1272 (内)、6455 (外) 意匠: 627 (内)、1135 (外) 商標: 15940 (内)、19983 (外)													
(6) 捜査件数 (2012年) 出典: JETRO/ASEANにおける模倣品及び海賊版の消費・流通実態調査 (2014)													
模倣品: 1541件 (押収額: 約1691万MYR) 海賊版: 934件 (押収額: 約137万MYR)													
(7) 知財訴訟提訴件数 (2014年) KL高裁: 民事115件、刑事1件 控訴裁: 民事26件													

次にマレーシア。シンガポールと同じくイギリスの植民地であったため、判例法の影響を受けている。裁判審級は三審制である。都市国家のシンガポールとは異なり、マレーシアは 13 の州などから成る連邦国家として、最上級審の連邦裁判所を設けている。近年では、2012年、WIPO 著作権条約に加盟した。また、2013年には意匠法を改正して、権利期間も最長 25 年となった。このような制度整備の背景には米国の圧力が見られるが、一連の制度整備が評価されるなどして、2012年にはスペシャル 301 条の監視国から除外されている。クアラルンプール高裁の知財訴訟統計に目を受けると、刑事事件 1 件に対して、民事事件は 100 件以上となっている。このように、高裁レベルでは民事事件のほうが多いものの、初級裁では刑事事件の割合がもっと高いものと思われる。

タイ知財制度の整備状況

(1) 法制度の特徴													
- 大陸法系 (近代法整備はベルギーやフランス等欧州が強く関与)。三審制。私人訴追可													
- 裁判審級 (例): 知財・国際取引裁判所 (CIPITC: 1997年設立) → 最高裁													
(2) 主な知財権法の経緯等													
- 特許権 1979年特許法 (英国の影響大)。課題: 権利化遅延、強制実施、公開時期など													
- 意匠権 特許法中に規定。実体審査有。権利期間: 最長10年。課題: 権利化遅延など													
- 商標権 1931年商標法。1991年法 (2000年、2016年改正)。識別力のハードル高													
- 著作権 1901年著作権者所有権法 → 1931年文学および芸術保護法 → 1978年著作権法 → 1994年著作権法 (2015年改正)。権利期間: 死後50年。登録制度有													
(3) 知財関係条約の加盟状況													
条約	WTO	パリ	WIPO	PCT	TRIPS	ハーグ	マドリッド	ニース	ベルヌ	ローマ	WCT	WPPT	UPOV
加盟年	1995	2008	1989	2009	-	-	-	-	1931	-	-	-	-
(4) 主な知財関係当局													
登録: 商務省知財局、執行: 警察 (経犯部)、税関、特別捜査局、検察庁知財・国際取引部													
(5) 出願件数 (2014年) 出典: WIPO Statistical Country Profiles													
特許: 1006 (内)、6924 (外) 意匠: 3026 (内)、1051 (外) 商標: 27517 (内)、18144 (外)													
(6) CIPITC 提訴侵害事件数 出典: JETRO/バンコク知財部「タイにおける模倣品流通実態調査」(2015)													
2013年 特許: 23 (刑)、7 (民) 商標: 4167 (刑)、30 (民) 著作権: 1130 (刑)、74 (民)													

次にタイ。かつてフランスなど大陸法諸国が立法支援を行った経緯もあり、大陸法系である。ただし、私人訴追制度を有するなど、イギリスの影響も見られる。裁判審級は三審制が基本であるが、知財事件に関

しては、知財・国際取引裁判所（CIPITC）が第一審となり、その上訴先は最高裁となる二審制である。最近の法改正としては、昨年、商標法が改正され、新しいタイプの音や立体商標、マドプロ加盟を視野に入れた多区分出願の導入が図られた。CIPITCの訴訟件数をみると、特許よりも商標や著作権の侵害事件が多く、また、刑事事件がほとんどである。また、訴訟の内容としては、模倣品、海賊版に関する事件が多数を占める。

インドネシア知財制度の整備状況

(1) 法制度の特徴
 ー大陸法系(植民地時代の法律が未だに現役(民法、商法、民訴法など))。三審制
 ー裁判審級(例)：[民事]商標裁→最高裁 [刑事]地裁→高裁→最高裁

(2) 主な知財権法の経緯等
 ー特許権 1989年特許法。2016年改正：強制実施権対象拡大、第二用途発明除外等
 ー意匠権 2000年意匠法。保護期間10年。出願に対して「実体審査」を実施。部分意匠？
 ー商標権 1961年商標法。以前は植民地法適用。2016年改正：非伝統商標、罰則強化
 ー著作権 1982年著作権法。以前はオランダ法を適用。死後50年。登録制度有

(3) 知財関係条約の加盟状況

条約	WTO	パリ	WIPO	PCT	TRIPS	ハーグ	マドリッド	ニース	ベルス	ローマ	WCT	WIPO	UPOV
加盟年	1995	1950	1979	1997	-	-	-	-	1997	-	2002	2005	-

(4) 主な知財関係当局
 登録：法務人権省知的財産総局、執行：警察、税関、知的財産総局捜査局(捜査権)

(5) 出願件数(2015年) 出典：WIPO Statistical Country Profiles
 特許：1058(内)、8095(外) 意匠：2651(内)、1321(外) 商標：37090(内)、10454(外)

(6) 取締・訴訟実績(2014年) 出典：JETROジャカルタ「インドネシアの模倣品対策に関する調査」(2016)
 警察：知財98件、光ディスク23件、知財総局：9件、商標裁：102件、最高裁：65件

次にインドネシア。かつてオランダの植民地であり、大陸法系とされる。法整備は十分とはいえず、現在も植民地時代のオランダ語で書かれた法令が随所で用いられている。知財裁判の審級は民事と刑事で分かれおり、民事は商務裁判所から最高裁への二審制となっている。昨年、特許法と商標法が改正されたが、特許法の改正内容は、強制実施権の範囲拡大、第二用途発明の新たな制限など、アンチパテント傾向である。一方、商標の改正では、音や立体などの新しいタイプの商標や、商標権侵害への罰則強化のほか、マドプロ加盟を見据えた条項が盛り込まれるなど、比較的前向きな内容といえる。

フィリピン知財制度の整備状況

(1) 法制度の特徴
 ーコンローと大陸法(※米国とスペインの影響)。弁理士制度無(弁護士等対応)。三審制
 ー裁判審級(例)：特別商事裁(地方裁)→控訴裁→最高裁

(2) 主な知財権法の経緯等
 ー特許権 1947年特許法→1998年知財法：先願主義へ移行。刑事罰：再犯者のみ
 ー意匠権 1947年特許法→2001年知財法。最長15年。実体審査。刑事罰：再犯者のみ
 ー商標権 1947年商標法→1998年知財法：先使用主義から先願主義へ移行
 ー著作権 1924年知財保護法→72年知財令→98年知財法。死後50年。登録制度有

(3) 知財関係条約の加盟状況

条約	WTO	パリ	WIPO	PCT	TRIPS	ハーグ	マドリッド	ニース	ベルス	ローマ	WCT	WIPO	UPOV
加盟年	1995	1965	1980	2001	1981	-	2012	-	1951	1984	2002	2002	-

(4) 主な知財関係当局
 登録：貿易産業省知財庁、執行：警察、税関、国家捜査局、知財庁、貿産省、光ディスク委員会

(5) 出願件数(2015年) 出典：WIPO Statistical Country Profiles
 特許：375(内)、3359(外) 意匠：539(内)、564(外) 商標：14809(内)、11511(外)

(6) 取締実績(2015年) 出典：NCIPR Summary of IP Enforcement Data 2015
 警察：捜査144件、押収物品35082点・312箱、総額約6千7百万ペソ
 国家捜査局：捜査319件、押収物品326533点・1588箱、総額約14億ペソ
 光ディスク委員会：査察1507件、押収物品1588850点、総額約5億5千万ペソ

次にフィリピン。かつてスペインと米国の植民地であったことから、判例法と大陸法の両方の影響がみられる。三審制であり、知財事件は商事裁判所が第一審となる。かつて知財専門の裁判所を設けた時期もあったが、実績が伸びないことなどから廃止された。1947年、独立後間もなく特許法や商標法が整備された。同法は米国の影響を強く受け、先発明主義や先使用主義を採用していたが、1998年に特許や商標を包含する知財法を成立させた際、先願主義へ移行した。

ベトナム知財制度の整備状況

(1) 法制度の特徴
 ー大陸法(旧宗主国フランス+ドイモイ政策による先進国専門家受入の影響)。二審制
 ー裁判審級(例)：地裁→管区裁→控訴裁→最高裁

(2) 主な知財権法の経緯等
 ー特許権 1996年民法→2005年知財法。PPH：2016年4月開始、8月停止(100件受理)
 ー意匠権 権利期間：最長15年。実体審査有
 ー商標権 課題：権利化遅延、日本語を含む外国語(英語以外)商標の識別力問題など
 ー著作権 2005年知財法：権利期間50年→09年改正：映画等75年(他の著作物50年)

(3) 知財関係条約の加盟状況

条約	WTO	パリ	WIPO	PCT	TRIPS	ハーグ	マドリッド	ニース	ベルス	ローマ	WCT	WIPO	UPOV
加盟年	2007	1949	1976	1993	-	-	2006	-	2004	2007	-	-	2006

(4) 主な知財関係当局
 登録：科学技術省知的財産庁
 執行：警察、税関、商工省市場管理局、科学技術省監査局、文化スポーツ観光省監査局

(5) 出願件数(2015年) 出典：WIPO Statistical Country Profiles
 特許：582(内)、4451(外) 意匠：1606(内)、839(外) 商標：30476(内)、12066(外)

(6) 取締実績(2015年) [権利：件数(罰金(ベトナムドン))] 出典：NOIP Annual Report 2015
 特許：2件(-)、意匠：28件(約1億3千万)、商標1450件(約124億)、GI20件(約5千万)

最後にベトナム。かつてフランス領であったことや、「ドイモイ政策」と呼ばれる市場開放政策を受けた法の近代化整備において、日本も含めた大陸法系の先進国から多くの専門家を受け入れた経緯などから、法体系は大陸法といえる。知財に関する法律は、1996年の民法典に規定された。その後、2005年に知財法が成立し、知財各権がまとめて規定されている。近年では、2009年に著作権に関する法令が改正され、映画の保護期間が最長75年に延長されるなどした。加盟条約数は多くはないものの、2006年のマドプロとUPOVへの加盟は、東南アジア諸国の中ではシンガポールに次いで二番目と早かった。社会主義国のベトナムでは一般に裁判が少なく、多くの事件が行政処分のかたちで解決されている。模倣品問題についても、警察や税関、市場管理局、科学技術省監査局など様々な政府機関が関与し、それらの機関を通じた行政処分による解決が一般的である。

(3) フィリピンにおける知財争訟について(リサ・ヨン)

私はフィリピンとインドネシアを担当しており、フィリピンの紹介から始める。

はじめに、フィリピンの知財侵害訴訟の件数を紹介

する。非公式な数値であるが、2011年から2015年の間、最高裁が扱った知財侵害事件は刑事2件、民事1件のみである。(なお、この数値は登壇者が確認した限りの数値であり、網羅的なものではないことに留意)一方、第一審の事件数は、刑事253件、民事4件であり、相応の件数がある(Metro Manila commercial courtsの一部からの登壇者が確認した数値に基づく)。また、フィリピン知財庁の行政審判は51件である。全体として、知財侵害事件は多くはないといえよう。

続いて、最高裁の事件を2件紹介する。一件目は刑事事件であり、2000年に提起されたマルボロ(タバコ)の模倣品に関する訴訟である(Gemma Ong a.k.a. Maria Teresa Gemma Catacutan v. People of the Philippines (G.R. No. 169440, 23 November 2011))。2003年に、一審では懲役2年、罰金1千ドル(以下、「ドル」表記は米ドルを指す)、損害賠償4千ドルの有罪判決が下された。その後上告され、2005年の控訴審、2011年の最高裁のいずれも下級審判決を支持したものの、結局、判決の確定までに11年を要した。

二件目は医療用オイルの模倣品に関する民事訴訟である(Roberto Co vs. Keng Huan Jerry Yeung and Emma Yeung (G.R. No. 212705, 10 September 2014))。2000年に商標権侵害と不正競争で起訴された。2008年に、一審で不正競争が認められ、損害賠償が命じられた。しかし、科されたのは実損額6千ドル、慰謝料4千ドル、懲罰的賠償2千ドルであり、いずれも高額とはいえない。上訴されたが、2013年の控訴裁、2014年の最高裁はいずれも下級審判決を支持した。この事件も時間を要した。

そして、これらの判決の強制執行を得るためには、裁判所への申立が必要となる。刑事事件の場合、被疑者を逮捕し、裁判所は罰金の支払いを命じる。支払わない場合には、その分が刑期に換算されるが、通常、罰金は数千ドルという少額に過ぎない。フィリピンの刑期は大凡2年から5年程度である。また、被告が保護観察を求める場合も多い。保護観察が認められた場合、刑の執行が一部停止され、身柄は拘束されない。ただし、損害賠償は免れない。

民事の場合、終局的な判決が下され、差止め命令が出されると、被告が自発的に侵害を止めることが期待される。しかし、残念ながら止まらない場合もある。また、損害賠償に関しても、裁判所に申立てなければ、

強制執行は得られない。申立を受けた裁判所は審理するが、被告側が異議を申立てることもある。審理には通常数ヶ月を要する。申立が認められた場合、官吏がそれを執行する。損害賠償金を支払うことができなければ、財産を特定し、官吏がそれを差押えて売却する。そのため、資産を正確に特定する必要がある。

続いて、私どもの法律事務所が扱った事例を3件紹介する。

一件目の事例。少し古いが、2007年に始まった著作権侵害の事件である。出版会社の代理人として、書籍の違法コピーを行うコピーセンターの事業者を相手取り、著作権侵害訴訟を提起した。逮捕令状が出され、強制捜査を行った。2013年には一審判決で侵害が認定され、差止め命令も認められたが、その頃にはコピーセンターは閉店していた。そして刑期は「1年半から2年半」と判示された。このように、フィリピンの自由刑は、しばしば刑期に幅を持って示される。併せて、罰金2千ドル、慰謝料4千ドル、懲罰的賠償2千ドルが示された。このような逮捕から第一審判決までに6年を要した。しかし、本件は、それでは終わらなかった。

その後、再審請求がなされ、相手側の敗訴が確定したのは2013年11月である。これを受けて、2014年1月、原告側は判決執行の申立を行ったが、3月には被告側から保護観察請求がなされた。そして12月、保護観察の承認と共に判決執行が認められた。しかし、被告に現金が無く、賠償金を得られなかったことから、2015年3月、土地や銀行口座、車などを特定した。財産を差押える必要があったためである。財産の目録を作成した後、6月に銀行口座の差押えを実行した。これは裁判所が発出した差押令状で、フィリピンの大手銀行に対する口座の差押えを命じたものである(注：令状の写真のスライド投影。本稿不掲載)。もっとも、相手側もそれまでに親族の銀行口座へ資金を移すなど様々な対策を取っていたため、あまり効果は期待できない。そこで、車を差押えることになった。被告の妻名義の車であるが、調査を通じて被告が毎日この車を運転し、使用していることが確認できたため、差押えが認められた。そして7月、官吏と代理人は、この車を差押えようとした。しかし、被告は、「この車は必要だ。お金を払うからこの車を差押えないでくれ」と、現場で官吏に食い下がった。その結果、官吏はその提案に合意し、車の差押えが金銭の支払いに代

わった。その後、8月には保護観察命令が下され、禁固刑の執行は猶予、罰金についても支払い猶予が認められた。その後、11月になって、被告は罰金及び賠償金の総額8千ドルのうち、1千ドルを支払った。保護観察の期限は今年の8月までだが、保護観察命令には損害賠償の全額を支払うことも含まれている。保護観察期限中に損害賠償金全額を支払わなければ、収監されることになる。

これが保護観察命令である（注：令状の写真をスライド投影。本稿不掲載）。判決で示された損害賠償金を支払うことが、保護観察の条件として記載されている。2007年に発生した事件が、8千ドルという少額の損害賠償にも拘わらず、10年にも及んでいる。7千ドルの残金が支払われることで、近々終結を迎える見通しであるが、これは良い結果であるのか、悪い結果であるのか。少額の損害賠償金に対して、これだけの間を費やすことの是非が問われる。

二件目としては商標権侵害の事件を紹介する。これもしばしば起こる事例である。2012年7月に強制捜査を行い、模倣品の差押えを行った。そして商標権侵害で被疑者を訴え、2013年1月に起訴され、裁判所から勾引状は出たものの、被疑者は逃亡した。結局、被疑者は見つからず、強制捜査から一年後の2013年7月、本件はアーカイブ化（お蔵入り）された。被疑者はフィリピンで事業を行っていた中国人であった。強制捜査を行う際には、被疑者の身元をよく確認しておかなければ、逃げられることもある。

三件目も商標権侵害に関する事件ではあるが、これは理想的な結末を迎えた事例のひとつといえる。2013年、店舗を強制捜査し、商標権侵害に基づいた刑事手続が開始されたが、被告人側との交渉も首尾よく進み、新聞紙面に謝罪広告が掲載された。謝罪広告の目的のひとつは、権利者が行動した事実を広く明らかにすることであった。賠償額は1千ドルと低額であったが、正式な謝罪のほうに重要であった。加えて、侵害品を供給した業者の詳細情報も得ることができた。本件については、交渉により満足のいく結果が得られたことから、撤回供述により訴えを取り下げ、模倣品を破却した。裁判に持ち込むと時間を要するが、本件は強制捜査の開始である2013年10月から、裁判所による侵害品の破却許可が下され、事件が終結した2015年7月まで、2年とかならずに解決し、侵害品も破却できた。なお、侵害品を破却できなければ、権利者側

が保管コストを負うため、破却することも極めて重要である。

ところで、前述のとおり、フィリピンにおいて判決の執行を得るためには、たとえ少額であっても、裁判所へ申立てる必要がある。被告側の弁護士はそれを承知しているため、しばしば、「申立がなされなければ、支払わなくていい」と被告に助言する。そのため、賠償金を取りこぼさないためには、捜査官とも協力し、資産の追跡、特定など周到に準備する必要がある。しかし、得られる賠償額は必ずしも多くはない。

どのような方法が顧客にとっての理想に近いのか、長所と短所をよく考えて決める必要がある。

（４） インドネシアにおける知財争訟について（リサ・ヨン）

次に、インドネシアの知財事件について紹介する。

インドネシアの最高裁判所で扱った民事の知財事件数を示す。ただし、正確な数値ではない。最高裁のウェブサイトアクセスして、純粋な知財侵害事件を数えたものである。商標権侵害は2002年から2016年の14年間において、19件であった。年間1、2件のペースとなる。また、特許は7件、著作権は6件、意匠権は6件であった。

このうち、勝訴した件数は、商標は19件のうち8件、特許は7件のうち2件、著作権は6件のうち3件、意匠権は6件のうち2件であった。このように、勝つことは簡単ではない。その上、さらに難しいのは損害賠償金を実際に得ることである。被告が支払いに応じないこともしばしば生じる。損害賠償金には幅があり、1万ドル以下の事件が多いものの、中には10万ドルを超える事件もある。ここでは、金額が大きかった事件を2つご紹介する。

一件目は、2015年に最高裁判決が下された事件である（Andy Najarudin v Harry Sucipto, Janwar Tanamal Sucipto, PT. Sipatek Putri Lestari, Dhanny Setiadi Suwaji, Handoko）。これは、インドネシア企業が生産する織物商品の模倣品に関するものである。原告、被告ともに現地資本の現地法人であり、事件は刑事と民事の両方で進んだ（No. 232/PID.SUS/2014/PN.JKT.BAR; No. 316 K/Pdt.Sus-HKI/2015）。2013年に強制捜査が行われたが、被疑者は警察の出頭命令に応じず、2014年2月に逮捕された。そして、5月には3カ月の自由刑と罰金2,250ドルが言い渡された

が、原告は満足しなかった。そのため、共犯者の責任も問うかたちで、2014年9月に民事訴訟を提起した。一審の商業裁判所において、25億ルピアの損害賠償が示された。その後、上訴された最高裁判所では15億ルピアまで減額されたが、高額といえる。このように高額な賠償額が認められた背景には、売り上げへの悪影響を証明できたことが挙げられる。これまで100万、200万ドルと年々伸びていた売上が、模倣品の影響により50万、20万ドルへと大幅に減少したことを証明できた結果、このように高額な賠償金が認められた。

しかし、実際に賠償金を支払わせることも大変である。原告は被告の資産を10件ほどリストアップし、裁判所に財産の保全を求めたが、認められなかった。保全命令は認められにくく、本件についても、原告側は判決執行、特に損害賠償の執行について申立を行ったものと思われる。

二件目は、2016年に最高裁判決が下された、メモリーカードの商標権侵害に関する事件である（Benny Pontian Muslim v Edison, No. 1205 K/Pid.Sus/2014; No. 325 K/Pdt.Sus-HKI/2016）。2013年に強制捜査が行われ、刑事訴追、続いて民事訴訟も提起され、損害賠償金として15万ドルが認められた。そして、民事判決の執行を請求することになり、車や土地なども含めて裁判所に申請した。他人の権利が関係する可能性がある財産の差押えは、新聞で公表された後に執行され、とにかく時間を要する。その間、当局による不正行為も懸念される。インドネシアでは、当局が一定の金額を持っていくことがある。そのため、知財事件においてこのような方法を採用する事例は、それほど多くはない。

次に、私共が手掛けた事例を紹介する。ポイントは、12万ドルの損害賠償を請求したものの、1万5千ドルしか認められなかった点である。これは、模倣品と売り上げ減少の関係を十分に立証できなかったためであり、その結果、損害賠償金も十分には認められなかった。また、執行しようにも、口座情報を得ることができず、被告名義の財産を発見できなかった。賠償金の請求に当たっては、不正行為も懸念される。そのため、侵害行為そのものは止んだこともあり、これ以上の追及は断念した。残念ながら、実際にはこのようなケースが存在する。

2008年から2015年に、最高裁で扱われた刑事事件

に関する事件数やそのうち有罪となった数のほか、刑期や罰金の相場を紹介する。商標事件においては、37件のうち27件が有罪となり、刑期は4～24か月、罰金は300～15000ドルである。意匠事件においては、6件のうち4件が有罪となり、刑期は4～18か月、罰金は150～22500ドルである。著作権の事件においては、25件のうち21件が有罪となり、刑期は5～24か月、罰金は37.5～18750ドルである。これらの情報からは、刑期の短さや罰金の低さが窺える。

次に、民事事件が付随しない、純粋な刑事事件を紹介する。2008年、模倣品の元ディーラーに対して強制捜査を行った事件である。2010年に懲役7カ月の一審判決が下された。罰金は科されなかったものの、被告は上訴し、2011年、最高裁は原判決を支持した。ところが、最高裁が上訴を棄却（原判決支持の判決）するまでの期間に、被告は逃亡してしまっていて、身柄を拘束できず、懲役刑を科すことはできなかった。被告の家族が国内に居住する場合や、事業を行っている状況でもなければ、逃亡は往々にして起こる。逮捕令状を得て、訴訟の提起したことを広く知らしめることが目的であれば、逃げられてもまだ良いとも考えられるが、被告の確保を目的とするならば、被疑者の身元確認はとても重要である。

近時の事例では、模倣品の販売業者に対する事件がある。2015年8月に強制捜査を行い、2016年12月に起訴された。そして先月（2017年1月）、地裁は有罪判決を下した。100万ルピアの罰金と、執行猶予が付された1年間の自由刑である。この執行猶予付きの判決は、8か月間に別の犯罪を犯さなければ服役の必要はないもので、軽い刑罰といえる。インドネシアでは、このように軽い刑罰が示され得ることも理解した上で、行動する必要がある。

2015年に最高裁の判決が出された、インドネシアのタバコメーカーの商標が侵害された事件がある（PT Gudang Garam (complainant) v H. Ali Khosin, SE (the accused), No. 104 PK/Pid.Sus/2015）。2011年3月に警告状が被告に送付され、同6月に警察による家宅捜索が行われた。その後、2012年中に起訴され、地裁で判決が出された。高裁も地裁判決を支持した。2015年に最高裁は原審を支持し、罰金5千万ルピア、懲役10カ月の罰則が確定した。この事件については、被告企業は現在も操業しているが、侵害行為は止めたため、原告は満足している。

インドネシアにおいても、知財判決の執行には困難が伴う。そのため、終局判決が得られ、判決が拘束力を持った際には、顧客に対して、それを新聞に公表し、広告することを勧める場合がある。顧客の目的が、「マーケットに周知徹底したい」、「メッセージを発信したい」という場合は、企業戦略として、それで満足する場合もよくある。一方で、訴訟を最後までやり切るのであれば、早い段階から被告資産の保全が必要となる。しかし、こと知財分野の事件においては、保全は必ずしも十分には図れない場合が多い。

(5) ベトナムにおける知財争訟について（ヌエン・トラン・チュエン）

本日の講演では、ベトナムにおける2つの事件を紹介し、その後、近年のベトナムにおける知財訴訟の状況を説明する。

一件目の事件は、商標出願の拒絶査定に関する訴訟であり、商標出願人が、出願を審査するベトナム知財庁（NOIP）を訴えたものである。NOIPの判断に対して、出願者が裁判まで争うのはとても稀である。

原告はA社の代表者であるX氏、被告はNOIPである。また、利害関係者としてY社が加わっている。

2011年7月、第3類の化粧品分野において「Bao Xuan」という商標が出願された。NOIPが方式審査を経て本件を受理、公告した後、2012年2月、Y社が同出願に対して、第5類薬剤分野において登録されている同社の商標に酷似しているとして、異議を申立てた。2012年7月、NOIPは出願された商標は、既存の商標と混乱を来すほどには類似していないとして、異議却下の通知を発出した。しかし、翌年3月、NOIPは前回の通知を取り消す別の通知を発出した。その後、2015年2月、NOIPは商標出願の拒絶を決定した。しかしながら、原告はこの決定に納得せず、取り消しを求めて出訴した。

第一審、ハザン省の裁判所において、NOIPは、この化粧品分野の商標は第5分類の商標と混乱を来すほどに類似しているとして、この審決の維持を主張した。商品の出所が分からないため、消費者に混乱を与えているとの主張である。また、Y社も裁判所に対して、審決の維持を主張した。しかしながら、2015年9月、裁判所は原告の申立を受け入れ、審決の取消を命じた。

その後、本件は上訴された。そして、2016年8月、

ホーチミン市の高等裁判所は、今度は原告の申立を退けた。このような訴訟にまで発展した一因として、NOIPの判断に一貫性が無かったことが挙げられる。

二件目は技術移転契約に関するものである。原告と被告は、産業財産権の移転を伴う技術移転契約を結んでいた。2010年11月、原告X社とビル商業サービス企業の被告Y社は、ある工法によりコンクリートブロックを生産する技術の移転に関する事業契約を結んだ。その内容は、Y社が移転された技術により製造したブロックの販売に応じて、一定の使用料（売上の20%）をX社に支払うというものである。そして、X社はY社への技術移転を完了した。その後、Y社が生産したコンクリートブロックは、第三者により購入された。

しかし、Y社は契約を尊重せず、使用料を支払わなかったことから、X社はY社に対し、約定された金額及び遅延損害金の支払いを求めて提訴した。Y社は契約に応じて、請求額の一部である3万5千ドル程度を支払ったものの、それ以上の支払いを拒否した。その理由として、Y社はX社から移転を受けた技術を使用していないことや、この契約は無効とみなされること、X社は対象技術に対する法的な権利の所有を立証しなかった旨を主張した。契約の際、Y社に対して、権利所有の証明書を提示しなかったとの主張である。

第一審のダナン市人民裁判所は、2013年8月、Y社に対して約33万ドルと裁判費用の支払を命じた。これは契約に則った金額であるが、X社が請求した金額のうち、約10万ドルの請求については棄却されたものとなった。

この判決に対して、原告と被告の双方が控訴したものの、12月、ダナン市訴裁判所はいずれの控訴も棄却し、第一審判決が確定した。

このような技術移転に関する訴訟も、ベトナムにおいて、近年は起きつつある。

次に、ベトナムにおける知財エンフォースメントの統計を説明する。ベトナムでは、2012年から2015年の間に2万5,543件の行政措置が行われた。このうち、2万3,197件に罰金が科され、その合計金額は約430万ドルに及ぶ。その間に、当局は381件の刑事事件を扱い、12件の刑事裁判を含む55件が出訴された。

同期間において、裁判所は177件の事件を扱っている。内訳は、裁判55件、調停合意16件、移送15件、

中止 91 件である。全体を俯瞰すると、行政措置が 98.37% を占め、裁判所などが扱った事件はわずか 1.63% に過ぎない。このように、ベトナムでは行政措置が圧倒的多数を占める。その背景として、行政措置を実行する所管官庁が複数存在し、時間やコストを節約できることや、侵害行為を速やかに止められることが挙げられる。他方で、行政措置の限界としては、軽い罰則に起因する抑止力の低さなどが指摘される。

侵害者は、知財侵害による損害賠償金を支払わない傾向にある。行政措置においては、その規則が十分には明確とはいえず、また、模倣品の認定に関する手続き規定も不十分である。加えて、知財権侵害の取り締まりに関する当局の体制や能力も限られおり、機関間の連絡調整も必ずしもスムーズとはいえない。知財権に対する一般公衆の認識も限定的である。

そのような中においても、今後も行政措置は引き続き多くの場合に適用されると思われる。一方で、徐々に裁判所で扱われる事件も増えると考えている。将来的には、知財権行使に関する透明性が高まり、関係機関間の調整も進むことにより、民事訴訟も増加するなど、状況の変化が期待される。

(6) タイにおける知財争訟について (ファブリス・マッティ)

タイの状況を紹介する。今までに紹介されたベトナムやフィリピン、インドネシアにおいては、刑事裁判はそれほど多くない様子だが、後述するように、タイでは刑事裁判がとても多い。

本日は、タイにおける知財侵害の脱刑事罰化に関して、特に四つの点を取り上げる。一点目は再犯である。私は 22 年間、タイにおいて知財エンフォースメントに努めてきたが、再犯率が高くしばしば同じ人物(模倣業者)に再会する。「またお前がやったのか」と。二点目は情状酌量である。タイの裁判官の方々は良い方過ぎて、侵害者に対して同情的といえる。再犯者、累犯者に対しても、よく情状を酌量する傾向がある。三点目は執行の問題である。侵害者が国外へ逃亡した場合や、損害賠償金を支払わない場合、どうするかという点である。四点目は、侵害品の破却の問題である。顧客に対して、侵害品の破却について、確信を持って報告しにくい状況にある。

はじめに、刑事訴訟における「脱刑事罰化」の流れについてお話する。「脱刑事罰化」とは、刑罰が無くな

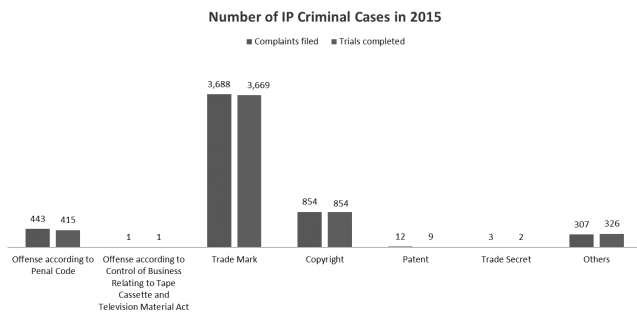
ることではなく、あくまでその緩和、刑事罰の抑止力が弱まることを意味する。タイの裁判所は、侵害者をあまり厳しくは取り締まらない傾向にある。侵害者に対しても優しい国といえる。1908 年、タイで初めての刑法典が制定された。刑法には長い歴史がある。知財に関する刑事救済は比較的新しいコンセプトであるが、救済に当たってタイでは賠償金を得にくいこともあり、刑事救済が適切と考えている。その理由として、刑事事件の場合、訴追コストは国が負担することや、刑事訴追にはショック療法としての効果が期待できること、強制捜査をすればそれが抑止力になることが挙げられる。さらに、権利者が必ずしも訴訟手続に直接的に関わる必要がないことも、刑事訴訟の利点といえる。他方、刑事手続には一定の限界もある。たとえば、タイの刑法には仮差止の手続はなく、結論として再犯率が高まる。また、訴追はあくまで検察や警察の判断であり、原告側は手続をコントロールできない。加えて、タイには量刑のガイドラインがない。顧客からは、「5 千個の違法コピーを差押えたら、大体どれ位の量刑になるか？」とよく尋ねられるが、予測できない。そして、タイでは裁判官が広い裁量権を有する。裁判官の人格や考え方で大きく左右され、罰則の程度は裁判官の裁量に大きく委ねられる。再犯、累犯の多さを見るにつけて、裁判所が侵害者に科す刑罰の抑止力について、疑問が生まれる。

なお、ここまでタイについてあまり良いことを話していないが、進展もある。かつて、判決文の入手は困難であった。自分が扱った事件の判決文は入手できるが、他の弁護士が扱った事件や、我々が関与しない当事者間の判決文を得ることは難しかった。そのため、司法判断の全体像がつかめなかったのである。それが近年、権利者や JETRO、その他の組織の協力を受けた結果、CIPITC の透明性が高まり、判決の開示も大きく進展した。その進展があるからこそ、本日私は皆さんの前でタイの裁判傾向について話をする事ができる。スライド中に示されたウェブサイト (<http://www.ipthailand.go.th>) を、皆さんにもご覧いただきたい。毎年の訴訟統計が掲載されている。それによると、訴訟全体の 85% が刑事事件である。先ほどの講演において、ベトナムでは 9 割以上が行政手続であった。ベトナムとタイは近隣諸国であるが、エンフォースに関するアプローチは全く異なることが分かる。

このような、タイにおける刑事罰化の加熱を、多く

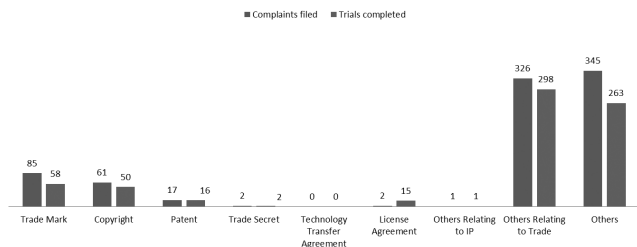
の裁判官が心配している。ジュンポン判事という著名な裁判官が次のように述べられている。すなわち、1996年の終わりにCIPITCが創設され、裁判官に研修を受講させ、海外から専門家を招き、裁判所の確立に向けた様々な努力をした結果、現在のCIPITCは年間4千件もの判決を出すようになった。しかし、現状は失敗であり、権利者は制度を適切に使っていないと指摘している。なぜか。知財裁判所に提起される訴訟は、その多くが、違法コピーを10個差し押さえるような小さな事件であり、権利者はそのような小さな事件に対しても厳しい罰則を求めるが、裁判官としては前向きになれない。つまり、権利者側が司法制度や知財エンフォースメントを濫用しているとの指摘である。

STATISTICS CIPITC -2015



2015年の刑事事件統計を権利別に見ると、商標権が多数を占める。加えて、提起件数と終結件数がほぼ同数となっている。これは、1年で終結する事件が多いことを示している。なぜか。侵害者が有罪答弁をするためである。被告人は弁護士が付かないまま裁判所に連れられ、裁判官から有罪答弁による減刑を示唆され、その通りに有罪答弁を行い、執行猶予が付されるのである。

Number of IP Civil Cases in 2015



2015年の民事事件統計を確認すると、刑事事件と比較して、件数そのものがかなり少ないことが分かる。

続いて、知的財産権の脱刑事罰化が刑の執行に与える影響について紹介する。まず、刑事罰の緩和である。これは裁判所が主導しているともいえる。裁判官は初犯者に対して、有罪答弁を示唆し、それに対して

有罪答弁を行うことで、罰金も少額となり、刑務所にも入らなくて済む。

国会も脱刑事罰化を進めている。先日、営業秘密法が改正され、国家公務員の刑事責任がなくなった。このように、司法、立法の両方において動きがある。

脱刑事罰化に加えて、脱司法化の流れもある。タイはこれまで行政機能によるエンフォースメントには消極的であった。しかし、最近では行政機関による斡旋や調停が増えている。これが「行政手続化」である。刑事訴追から行政的な解決策へシフトしている。このこと自体は必ずしも問題ではないものの、権利行使の「脱刑事罰化」を促している。

残念ながら、知財事件に関する再犯・累犯に関する正式な公表データは存在しない。そこで、法務省が提供する全違反行為の累犯データを紹介する。それによると、2015年の全犯罪行為の再犯率は17%である。知財に絞った場合であるが、私たちが手掛けたケースでは35%位になる。なお、ここでの再犯には、同一人物による再犯のほか、同じ店舗が犯罪を繰り返す場合も含んでいる。

次に、裁判官による再犯者へのアプローチであるが、基本的には親切なものといえる。条文上はかなり厳しく、再犯者へのペナルティは二倍になり（例えば、商標及び著作権の場合には初犯が4年で、再犯のときには8年となる）、刑法92条でさらに三分の一が追加される。その結果、再犯の自由刑は最長10年にも及ぶ。このように法律はかなり厳しく規定しているが、10年の自由刑を科されることはまずない。実務との間には大きな乖離がある。

続いて、情状酌量の考慮内容である。まずは初犯。初犯の場合、執行猶予はおろか、自由刑そのものが科されない可能性も高い。有罪答弁をすれば罰金も減額される。他の情状酌量として、タイの裁判官は、様々な理由を見つける。我々が実際に扱った事件では、例えば押収品の量である。また、模造品が健康を害するものかどうかも関係する。扱った模造品がTシャツであれば、被告は自信を持って裁判に臨める。強制捜査時の侵害者の態度もよく考慮される。強制捜査に対して暴力的でなかったかどうかなどである。それから、侵害者の事業の規模、侵害者の道徳心まで情状酌量の要素に含まれる。例えば、学生のために本を違法コピーした侵害者は、学生思いの侵害者として評価され、罰則は軽くなり得る。

ここで、事例を紹介する（CIPITC decision no. 2208/2544 PP vs. Maliwan Katanyoo）。再犯者が有罪答弁を行ったケースである。罰金は日本円で200万円程度、4年の禁固刑。そして、被告人が有罪答弁を行ったことにより、罰則は半分になった。しかし、被告には前科があったため、半額の100万円程度から150万円程度へと罰金は増額された。

もうひとつ、問題となるケースを紹介する。強制捜査が行われ、Aという人物が逮捕された。Aは衣料品の模倣品で儲けていることで有名な人物であった。この場合、商標権侵害として、経営者であるAが主犯として捕まるのが当然である。しかし、Aは当局とのコネにより、裁判において初犯の人物を身代わりに立てた。そして、警察は当初Aを捕まえたけれども、裁判には違う人物が出廷し、この点は問題にされなかった。残念ながら、再犯者が初犯者へと姿を変えることがある。

次に量刑である。裁判所が厳しい罰則を科さないため、結果として、刑の執行にもあまり問題が生じないのが実情である。それでも侵害者が従わなかった場合には、法務省職員が執行する。侵害者が判決に従っていない旨を、法務省に申立てる。これは行政手続であり、裁判所への手続きは必要ない。申立を受けて、司法省の強制職員は、資産の差押えや禁錮の措置を行う。私どもの経験によると、全体の1割程度は司法省に申立てを行うことになる。

最後に侵害品の破却である。判決の執行状況がよく分からないため、これは以前から問題視されている。毎年、大量の模倣品を集めて破壊するセレモニーが開催され、権利者や代理人には知財局からレターが届く。破壊する模倣品が関係した強制捜査の事件番号などが書かれた、その事件に関する模倣品を破壊するイベントへの招待状である。

そこで、自分が関与した事件の模倣品が破壊される様子を撮りたいと考え、カメラを持って出かける。しかし、お目当ての模倣品を確認できないまま、セレモニーを見守らなければならない。当局の活動を宣伝する、政治的なセレモニーといえる。代理人としては、依頼人に報告するため、「私達が2年前に押収した2万個のコピーはこのように破壊されました」という証明写真を撮りたいが、それは困難と言わざるを得ない。

多くの権利者は長年にわたり、この状況を懸念して

いる。かつて、模倣品が破却されずに他のマーケットで売買された事例もあった。タイの法律に基づき、裁判所の命令に従って、全てが適切に破却されているのか否かを確認できないことが、権利者の不満となっている。

(7) パネルディスカッション（パネリスト：全講演者、モデレーター：高林龍）

【高林】先ほどマッティ先生から、タイのCIPITCのお話がありまして、その著名な裁判官ということで、ジュンポン判事のお名前が出ました。ジュンポン判事は、早稲田大学で博士号を取得しており、私が指導教員でした。判事が書かれた博士論文は、世界の知的財産専門裁判所を俯瞰する内容であり、知的財産侵害については民事事件を、民事訴訟をこれからはもっと活用すべきとした論文でした。

同氏がCIPITCを代表する判事になり、彼の意向を広めようとしていることに対して、大変喜ばしく感じました。タイの知的財産の侵害に関する脱刑事罰化、それが侵害のまん延に寄与しているのだとすれば、それは副次的な手段を考えなければならないと思うのですが、この点についてマッティ先生にコメントをお願いしたいと思います。

【マッティ】知財エンフォースメントについて、刑事よりも民事をもっと使うべきとの流れがあることは、よく承知しています。ジュンポン判事と話をしたこともございますが、私は「知財が民事で適切にエンフォースメントできるよう、整備をしていただきたい」とお願いしました。たとえば、法人設立による資産追跡の容易化を図ることや、国際水準、訴訟費用に見合った賠償額の提示です。このような要望が叶えられれば、民事も活用できると思います。しかし、あまり進展が見られません。そのため、刑事を少なくするのはよいのですが、それに代わるものをしっかり作っていただきたいというのが私の考えです。

【高林】民事訴訟が実際に有効に機能するためには、相応の仕組みが求められるのは、マッティ先生がおっしゃるとおりだと思います。その辺りが十分でないにもかかわらず、刑罰を軽減し、行政的な措置も執らず、民事で全てやれといっても、確かに無理だということだと思います。先ほど、フィリピンとインドネシアのお話を伺いましたが、そこでも民事の訴訟については非常に時間もかかるし、仮に損害賠償を命じる判決を得

たとしても、強制執行は現実的ではないというようなお話を伺いました。特にインドネシアについては、損害賠償の額はある程度認められているようですが、執行についての実効性が乏しいとの趣旨でした。仮に、日本企業の商標権侵害品が売られている場合に、インドネシアにおいては、弁護士として日本企業にどのような手段をふさわしいとお思いになるのか、ヨン先生にお伺いしたいと思います。

【ヨン】 難しいご質問ですね。インドネシアでは判決の執行に困難があるため、権利者には自助努力も助言します。侵害停止命令そのものに強い効力はありませんので、相手が有罪答弁をした初犯者であれば、相手方と直接話をすることもあります。しかし、再犯者に対しては困難です。そのため、強制的な手続きを取ることになります。可能であれば、強制捜査や逮捕令状を取るよりも、侵害者に対して全部証拠を持っているとして交渉し、正式な謝罪を得て事件を終わらせるのが良いと思います。裁判所は、司法制度を用いないために嫌がりますが、権利者の立場からすると、裁判になると時間も費用も多く要します。そのため、バランスを取ることが重要です。刑事訴追が好ましい場合もありますが、そうでなければ和解を勧めます。無論、判決を次の抑止力につなげるため、逮捕令状を取り、例えば1万ドルの損害賠償という判決を得ることが重要であれば、適切な執行を期待できない状況であっても、訴訟を提起して「こういう判決が下りた」とすることはできます。そのために司法制度を使うこともあります。

【高林】 今日、各国のお話を伺ったところでは、ベトナムでは司法ではなく、むしろ行政が主流であって、刑事も含めて司法がまだ十分に作用していないというようなお話でした。チュエン先生は、日本企業に対する弁護士としてのアドバイスは、やはり行政的な手続きに頼るべきであるというものになりますか。

【チュエン】 ベトナムでは、現在ほとんどの知財エンフォースメントは行政措置です。行政措置が選択されるメリットの一つには、所管する官庁が5つあることです。それによってコストも時間も節約できます。2カ月という短期間で、侵害行為を止めることも可能です。権利者としては、まずは侵害の停止が重要な目標であり、なおかつ可能な限り速やかに停止させたいと考えます。もちろん、それに加えて損害賠償金も得られればなお良いのですけれども、そのために要する時

間と費用等を考慮しなければなりません。仮に判決が得られても、その執行は簡単ではありません。侵害者に資産が無ければ、損害賠償金を得られない、あるいは、得るのに何年もかかるかもしれません。せっかく費用をかけて手続をしても、最終的に損害賠償金を得られなければ、徒労に終わります。そのため、実務では調査が重要になります。侵害者の銀行口座に預金があることが分かれば、仮差押えによって銀行口座の凍結を試みます。しかし、銀行に預金が無ければ仕方ありません。民事訴訟を起こすからには、それ相応の意味がなければなりません。また、侵害の存在自体は認識できていたとしても、証拠を集められない場合もあります。個々の事案において、顧客の意思を尊重し、その場面に適した方法を助言します。結果として、通常は、顧客にとって有利な行政措置を取ることになります。

【大熊】 現時点においては、東南アジアにおける紛争としては、模倣品・海賊版問題がほとんどを占めています。しかし、一部には、日本など外国企業同士が特許権の侵害で争う場面もあり得ると思います。そういった場面においては、民事訴訟を活用することもあり得ると思うのですが、ご経験やご知見がありますでしょうか。

【マッティ】 タイで民事訴訟を提起する場合、一般に、主な目的は損害の填補ではありません。タイが多額の賠償金を得られる国ではないことは、すでに知られています。日本企業が民事訴訟を起こした際、何を求めているかということ、第一には侵害行為の停止です。終局的な差止命令が得られれば、それでほぼ目的を達したということです。それ以上に得られるものがあれば、付随的ともいえます。なお、タイには証拠開示の手続きがありません。そのため、損害賠償額を適切に計算できず、数字も推測の域を出ず、損害賠償金を全額払ってもらえるとは思っていません。法律や規則を整えるなど、タイにおいても証拠開示の手続を整備することが重要だと思います。

【高林】 日本でも、損害賠償額の在り方の検討と併せて、証拠収集の在り方も国を挙げて検討しています。損害賠償を請求するためには、証拠収集手続が十分でなければならないというのはどの国でも共通する課題であろうと思います。

3. 考察

ASEANにおける知的財産法制の調和に向けた取り組みは1995年ASEAN知的財産協力に関する枠組み協定に始まり、1997年のアジア通貨危機をはさみ、ASEAN知的財産協力に関する行動計画2004-2010、ASEAN知的財産協力に関する行動計画2011-2015等が策定され、漸進的ながらも進められてきた。ASEANと類似する地域統合を目指すEUにおいては各国制度の実体規定の調和や共同体レベルの権利の創設まで行っている一方で、ASEANにおける取り組みは、国際条約への加盟の促進、各国審査機関における手続きの効率化の促進、情報共有や協力の促進といった国際条約で要請されるレベルへのキャッチアップや手続き面での協力にとどまっている。実体規定の調和や共同体レベルの権利創設について具体的な目標は無く、遠い将来の課題である。

しかしながら、制度面においては、TRIPSをはじめとした国際条約などを通じて、また現時点では未発効ではあるが高水準の知的財産保護を規定するTPP協定にもシンガポールやベトナムなど一部の加盟国は参加しているように、制度面においては一定レベルの制度整備が進んでいるといえよう。

他方で、知的財産権の執行面については、これまでは必ずしも明らかでなかったように思われる⁽¹⁾。仮に勝訴判決で損害賠償・差止命令を得たとしても、その判決内容が有効に執行できなければ、画餅に帰すのは言うまでもない。執行面の実情を明らかにすることは権利行使を実行あらしめるために必要なことであり、とりわけ近時においては国際的な模倣品流通による権利侵害が生じており、模倣品の流通先であるASEAN諸国⁽²⁾における知的財産権の有効な行使のニーズは高まっているといえよう。他方で、必ずしも公式発表の資料や統計が整備されていない中では、執行面に関する状況を把握することは困難を伴う。

そうした状況の下、本セミナーでは、現地の実務に携わる講演者の発表を通じて、東南アジアの主要国における知財訴訟の実情を断片的ながらも確認することができた。本セミナーにおいては、以下のような点が明らかになったように思われる。

第一に、国ごとの状況に大きな差異がある点である。フィリピンについては、裁判事件が相応に用いられ、刑事事件が多数を占めるものの、賠償額は必ずしも高くはなく、事件の解決に十年程度を要する場合は

あることや、勝訴判決を得たとしても、賠償金を得るには困難があることを確認した。インドネシアについては、国の規模と比較して知財訴訟数は必ずしも多くはなく、権利者が勝訴する割合も高くはないこと、また、ここでも事件の解決には時間を要することを確認した。なお、認められる賠償額の多くは低いものの、被害の内容を具体的に証明できた場合などには、比較的高額の賠償金が認められた事例もあった。そして、フィリピンやインドネシアにおいては、特に外国籍者の被告の逃亡が起きうることや、裁判の終結に時間を要すること、裁判の執行に当たっては当局の対応も含めて懸念があることも示された。また、タイでは刑事事件が多くを占める中で民事訴訟や行政手続の活用を進める方向が見られるものの、特に民事訴訟の実効性確保のための施策が十分とは言えないことが指摘された。ベトナムでは、後述のように、行政手続がエンフォースメントの中心を占めている。

第二に、民事訴訟が必ずしも有効ではなく、行政や刑事ルートなど他の手段が有効な場合がある点である。特に、ベトナムにおける模倣品対策には行政取締が多く利用されており、裁判所はあまり用いられないことや、その背景には、行政処分迅速性や経済性が指摘された。一方で、拒絶査定不服や技術移転契約の不履行などに関する訴訟が提起され、裁判所が利用されつつあることを確認した。タイの知財裁判は、その多くが比較的小規模な商標権や著作権の侵害を扱う刑事事件であり、一年以内に結審する一方で、軽い罰則による抑止効果の低さや再犯率の高さ、また、刑事罰の緩和傾向を確認した。裁判において、情状酌量が積極的に行われることも示された。

第三に、民事訴訟など権利行使の目的が、損害の填補ではなく、侵害の停止である点である。事件終結までの期間も様々であることが分かり、罰則は低額になりがちなことや、被告が逃亡する場合なども相応にあることが明らかとなった。それゆえに、権利行使に要するコストと、期待されるリターンの関係から、権利者が求めるのは第一に侵害行為の停止であり、賠償金の獲得は副次的なものである場合が多いことも伺えた。

講演者自身が認めるように、本セミナーで発表された事項は、対象国における執行面の現状を網羅的に明らかにするものではない。しかし、民事訴訟の執行面は、知的財産法制にかかる問題だけでなく、当該国の

司法制度や他の法制度との関係が強い。また、統計や発表資料を整備・準備する体制に依存する。そのため、迅速な改善がみられることは今後も期待しがたいように思われる。ゆえに、断片的ながらも、登壇者の実務経験に根差した報告内容を公表する意義があるものと思料する。

わが国と ASEAN との経済関係は従来、深いつながりがあり、また近時においては中国の発展に伴う中国国内の人件費の上昇により、それを代替・補完する有望な投資先として ASEAN が再び注目を集めている。それに伴い、ASEAN 諸国における知的財産のエンフォースメントの実効性確保の重要性も高まると思われる。

読者の皆様が、ASEAN 諸国における権利行使を検討するにおいて、あるいは当該諸国のカウンターパートとの協力に際して、本稿がその一助となれば幸いである。

(注)

(1) 邦語での ASEAN の知的財産法制に関する近時の論考として、例えば、熊谷健一「ASEAN 諸国における知的財産保護の状況と日本の協力」ICD NEWS -LAW FOR

DEVELOPMENT- 67 号 (2016 年) 4 頁以下があるが、所管官庁や警察など権限ある機関について言及はしているものの、民事訴訟等の執行面については扱っていない。また、清水亘「USTR『スペシャル 301 条報告書』と監視対象国の知的財産権保護の状況—中南米諸国と ASEAN 諸国を中心に—」知財管理 67 巻 5 号 (2017 年) 663 頁以下は、インドネシア及びベトナムにおける権限ある機関について言及をしており、ベトナムについては民事裁判にも言及するものの、ベトナムにおける法令の解釈権限を中心とする裁判所等の機関間関係や、裁判における先例の位置づけを述べるにとどまる。

(2) 分部悠介「中国から ASEAN 諸国への模倣品流通状況及び対応方法」知財管理 66 巻 3 号 (2016 年) 259 頁以下は、ASEAN 諸国における模倣品の流通状況と、刑事手続、水際対策等の模倣品の摘発に関する統計を紹介している。ここでは、ASEAN 諸国が中国を源流とする模倣品の流通先であること、あるいは国際的な模倣品流通の経由地であることが指摘されている。

【付記】本稿は、平成 28 年度三井住友銀行国際協力財団発展途上国関連調査・研究助成による研究成果の一部である。

以上
(原稿受領 2017. 6. 4)